

作業環境測定を実施していない場合 労働衛生編（騒音）

1. リスクの見積り

リスクの見積り基準には、以下の文献を参考に作成しました。

1. 日本産業衛生学会「許容濃度の勧告（2004年度）」産衛誌 46 巻 pp.124-148, 2004
2. 平成4年 10 月 1 日付け基発第 546 号「騒音障害のためのガイドラインの策定について」

（1）有害性のレベル分け

リスクアセスメント実施一覧表（労働衛生：騒音／作業環境測定を実施していない場合）の「2 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」ごとに、特定された騒音レベルが表4-1の有害性のレベルのいずれに該当するか確認し、そのレベルを「4 リスクの見積り」の「有害性レベル」欄に記入します。

表4-1 有害性のレベル

有害性のレベル	騒音レベル
A	90dB(A) 以上
B	85dB(A) 以上 90dB(A) 未満
C	80dB(A) 以上 85dB(A) 未満
D	80dB(A) 未満

（2）ばく露時間

「2 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」ごとに、特定された騒音に対する「ばく露時間」について、その時間を「4 リスクの見積り」の「ばく露時間」欄に記入します。

（3）リスクの見積り

(1)(2)の結果を表4-2に当てはめ、騒音のリスクを見積もり、その内容を「4 リスクの見積り」の「リスク」欄に記入します。

表4-2 リスクの見積り

ばく露時間 有害性のレベル	8 時間 以上	8 時間未満 4 時間以上	4 時間未満 2 時間半以上	2 時間半未満 1 時間以上	1 時間 未満
A	高				
B	高			中	低
C	高	中	低		
D	低				

2. リスクの優先度の設定

表4-3 のようにリスクに対する優先度を設定します。